

## 白子町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により，白子町職員措置請求について，監査した結果を次のとおり公表します。

令和5年2月3日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 今関勝巳

### 第1 請求人

（白子町在住者）

### 第2 請求の内容

請求人から令和4年12月5日に提出された白子町職員措置請求書及びその事実を証する書面並びに令和5年1月13日及び1月30日に提出された追加資料（以下「監査請求書等」という。）の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 白子町教育委員会は，白子町職員である（略）に対し，5,857,353円及び内金2,761,574円に対する2022年12月6日から支払済みまで年5%の割合による金員，内金144,396円に対する2022年12月6日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 昭和55年12月26日に白子町国民体育館（契約書上は白子町立公民館となっている。）への自動販売機設置について，当時の白子町長（略）と（略）（（略）父）が賃料を年額43,800円とする建物使用賃貸借契約を締結し，（略）の死亡後は（略）が相続し，当該自動販売機の管理を行っていた。
- 3 契約締結後，白子町教育委員会は賃料を（略）及び（略）（以下「（略）」という。）に請求せず，（略）も賃料を支払ってこなかったため，白子町教育委員会には昭和56年1月から令和4年3月までの元金1,762,950円の賃料債権が存在する。また，未払い賃料のほか，電気料金を（略）が負担すべきところ，これを支払ってこなかった。よってこの間支払われなかった必要経費につき（略）は法律上の原因なく利益を受け，白子町教育委員会は損害を受けた。併せて，必要経費分につき（略）には不当利得も成立し，白子町教育委員会は昭和56年1月から令和4年3月までの元金1,143,020円不当利得返還請求権を有する。さ

らに上記に加え、賃料の支払期限翌日である各年度の3月26日から支払日まで、町税の例により延滞金を計算の上請求されたい。

(添付されている事実証明書)

(令和4年12月5日白子町職員措置請求書)

- 1 甲第1号証 建物使用賃貸借契約書
- 2 甲第2号証 参加人準備書面1
- 3 甲第3号証 市民オンブズマンの会白子
- 4 甲第4号証 令和4年4月 会報みらい vol.2

(令和5年1月13日白子町職員措置請求書における追加資料)

- 1 職員措置請求にかかる意見陳述にあたっての補足事項  
(令和5年1月30日白子町職員措置請求にかかる追加資料)
- 1 職員措置請求にかかる補足事項

### 第3 請求の受理

令和4年12月5日に受付した「白子町職員措置請求書」による住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)については、地方自治法第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、12月16日付けで受理した。

### 第4 監査委員の除斥

監査請求書等で請求人は今関勝巳監査委員の除斥(忌避)について、今関勝巳監査委員は自らが所属する議会会派「会派みらい」との関係において直接の利害関係があることから地方自治法第199条の2の規定により除斥されるべきである、と主張する。

地方自治法第199条の2では、「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。」と規定している。

本件監査請求は、白子町教育委員会にて財産管理を怠る事実があったとするものであり、「会派みらい」の業務執行に対する請求ではないことから、今関勝巳監査委員と利害関係のある事件にはあたらない。

よって、地方自治法第199条の2の規定による除斥にはあたらない。

### 第5 監査の実施

#### 1 監査対象事項

監査請求書等並びに事実を証する書面から、白子町教育委員会の行政財産の使用に係る「財産の管理を怠る事実」について、地方自治法及び白子

町財務規則等の規定に基づき監査を行う。

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し、特定して認識できるよう個別的、具体的に摘示しなければならないとされており、本件措置請求は、白子町教育委員会の行政財産である白子町国民体育館（契約書上は白子町立公民館となっている。）

（以下「国民体育館等」という。）を借り受けていた同町職員である（略）への未払い賃料の請求及び必要経費分につき不当利得返還請求を求めることを白子町教育委員会に請求するものである、としている。

したがって、国民体育館等に自動販売機を設置したこと等に係る「財産の管理を怠る事実」について、昭和56年1月から令和4年3月までの期間を対象とした監査を行うこととした。

## 2 監査対象部署

白子町教育委員会（生涯学習課）

## 3 監査の期間

令和4年12月5日から令和5年2月3日まで

## 4 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和4年12月5日及び令和5年1月13日、令和5年1月30日に提出された。

なお、請求人の陳述については、令和5年1月13日に実施した。

## 5 関係職員の調査

### （1）関係職員の調査

監査対象部署に関係書類の提出を求め、令和5年1月13日に白子町教育委員会教育長（教育委員会生涯学習課）から関係書類は不存在との回答があった。

### （2）調査の要旨

関係書類の確認、精査及び白子町教育委員会職員への簡易聞き取りを行い、本件監査請求に係る「財産の管理を怠る事実」の有無について調査する。

## 第6 監査の結果

### 1 主文

本件請求を棄却する。

### 2 理由

#### （1）関係法令

本件請求の関係法令等は次のとおりである。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- エ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
- オ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- カ 白子町公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和 45 年条例第 17 号）
- キ 白子町体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年条例第 22 号）
- ク 白子町使用料条例（昭和 45 年条例第 29 号）
- ケ 白子町財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）

## （2）認定事実

監査対象事項に関し、請求人から提出された監査請求書等の調査並びにこれらに係る法令等から、監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 昭和 55 年 12 月 26 日付けで白子町長（略）と（略）は、長生郡白子町関 9 2 番地の白子町立公民館にクボタたばこ自動販売機 1 台及びジュース自動販売機 2 台計 3 台を設置するため、賃貸借料年額 43,800 円の支払いを条件とする建物使用賃貸借契約を締結した。

本件建物使用賃貸借契約書には「但し、設置物件の使用については昭和 56 年 1 月より開始する。本契約締結の意義は新観音堂橋建設事業の関係としてのためである。」と手書きで記載され、白子町長の公印と（略）の私印が押印されている。

イ 監査の対象は長生郡白子町関 9 2 番地のうちの国民体育館等に設置された自動販売機（3 台）分である。

ウ 監査の対象となる期間は、昭和 56 年 1 月から令和 4 年 3 月までである。

## （3）関係書類の確認について

ア 建物使用賃貸借契約書

イ 白子町公民館（国民体育館含む）への自動販売機設置に係る行政財産の使用許可や契約書等の関係書類一式については、白子町教育委員会では保管（存在）していない。

ウ 本件は、請求人が令和 4 年 4 月 20 日付けで提出した白子町職員措置請求に対して、令和 4 年 6 月 17 日付けで当監査委員が結果を公表した事件に対する住民訴訟から発生した措置請求（「監査請求書等」8 補正事項（1）係争中である事件との関連について）のため、前回の関係書類も資料とする。

### 3 監査委員の判断

#### (1) 建物使用賃貸借契約による賃料について

ア 白子町公民館の設置及び管理等に関する条例第7条第1項では、公民館の使用については、使用者から使用料を徴収する、同条第2項では、使用料の額は別に定める、同条第3項では、使用料は許可の際納付しなければならない、とし、白子町体育施設の設置及び管理に関する条例第4条では、使用料は白子町使用料条例の定めるところによる、としている。

条例に基づく使用料徴収は教育財産の使用許可と別個の処分であり、財務会計行為に当たるので白子町教育委員会は使用料を徴収することができるが、本件監査請求は建物使用賃貸借契約に基づく賃借料を請求するものであり、双方合意のうえで賃貸借料年額43,800円の支払いを条件とする契約を締結していることから、白子町長が賃料を徴収することはできる。

イ 一般的には賃料と電気使用料金は別に考えるものだが、自動販売機の設置にかかる電気使用料金については、建物使用賃貸借契約書にその記載がなく、賃貸借料年額43,800円の内訳根拠が不明確であるため、請求にあたっては十分精査が必要である。

#### (2) 遅延損害金について

遅延損害金（遅延利息）とは、金銭債務について債務者が履行を遅滞したときに損害を賠償するために支払われる金銭をいい、遅延損害金は通常、金銭債務の額に対して一定の料率に基づいて遅滞した期間に比例する方法で計算される。

今回、建物使用賃貸借契約書に賃貸借料は年額¥43,800円とし、当該年度の3月25日までに貸主の発行する納入通知書により支払わなければならない、と定めているが支払われた証拠は確認できない。また、

（略）が使用料を納入する場合には町からの納入通知書が必要だったが、これが発せられた記録はない。

したがって、債務の履行に応じて遅延損害金（遅延利息）は請求すべきである。

#### (3) 建物使用賃貸借契約に基づく賃料及び遅延損害金の請求について

ア 自動販売機が設置された白子町立公民館は教育財産に該当する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条では、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理等を教育委員会の職務権限としている。一方で、同法第22条では、教育財産の取得及び処分、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結並びに教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行という財務会計上の事務を地

方公共団体の長の職務権限としている。

本件監査請求にあてはめれば、建物の賃借料は建物使用賃貸借契約に基づき請求されるものであり、契約の締結に関する権限は白子町長によるものとなる。

イ この自動販売機の設置については、昭和55年の新観音堂橋建設事業を円滑に進めるため、町長の裁量権として町が責任を持って対応すると判断し（略）の所有する土地を借り受けるに至り行われたものである。これについては、前回の住民監査請求においても確認している。なお、その時点では契約関係が確認できなかったが、令和4年8月22日の建物使用賃貸借契約書の発見により、一部その経緯が明らかとなった。

公民館への自動販売機設置にかかる建物使用賃貸借契約と（略）の所有する土地を借り受けた契約は、契約としては別々の関係であったと推測されるが、同一事業において行われていた契約であったことは、契約書の但し書きでも確認できる。当時の記録がないため推測になるが、両契約には密接な関係があり、いずれも町長の権限により行われていたものであるから、双方の契約に基づく請求を考慮した場合には、教育委員会ではなく町長の権限によりなされるべきものである。

#### （4）まとめ

国民体育館等に自動販売機が設置されたのは、昭和56年当時の町長が、新観音堂橋建設事業が地域の交通と町の発展に影響を与えるという重大な公共性を有していること、職員の福利厚生や施設利用者の利便性の向上等を総合的に勘案して、町長の裁量権として判断した結果であり、白子町教育委員会には責任は認められない。

また、教育財産の管理上責任があるとしても、新観音堂橋建設事業に伴う事態を踏まえて対応された当該契約については、白子町教育委員会としては、白子町長の手続きを承諾するほかに手段はなかったと推測される。

よって、財産管理の面からも使用料徴収の面からも白子町教育委員会に本件請求を勧告するにいたる理由がないと認められるため、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

以上